

指定管理者評価判定結果報告書

平成28年7月4日

高 浜 市 長 殿

高浜市南部ふれあいプラザ
指定管理者選定評価委員会
委員長 丹 羽 重 則 印

平成27年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市南部ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	平成26年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	21点	84%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25点	100%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	50点	100%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	96点	96%	A
7. 評価結果についての講評				
別紙のとおり				

評価結果についての講評 まとめ（H28.7.4）

- 指定管理者が地域団体ということもあり、地域住民及び利用者との距離が近く、適正な管理が行われていると思います。
- 管理の幅が広がり、関わる方も増え、複雑化すると思います。利用者も増え続けているとの事、働き手の方々が満足して取り組める内容でニーズに合った仕掛けを今後も充実させていってほしいです。
- 予算と実績の差について、できるだけ明確な説明がほしい。決算額に沿った予算作成や節減処置を期待します。
- 管理者側も利用者と同じ視点で管理を行っていただいているため、キメが細かい。今後とも継続をお願いします。